

第七回国会 大蔵委員会災害地対策特別委員会連合審査会議録第一号

昭和二十五年四月十日(月曜日) 午後二時二十五分開議

出席委員

大蔵委員長

委員 川野 芳満君

理事 北澤 直吉君 理事 小山 長規君

理事 島村 一郎君 理事 前尾 繁三郎君

理事 川島 金次君 理事 内藤 友明君

理事 甲木 保君 理事 鹿野 彦吉君

理事 佐久間 徹君 理事 西村 直巳君

理事 宮原 幸三郎君 理事 佐竹 新市君

理事 松尾 トシ子君 理事 宮腰 喜助君

理事 竹村 奈良一君 理事 田島 ひで君

災害地対策特別委員会

委員長 大内 一郎君

理事 青木 正君 理事 小金 義昭君

理事 小平 久雄君 理事 前田 榮之助君

理事 渡辺 休次 理事 徳二君

理事 青柳 一郎君 理事 江田 斗米吉君

理事 岡延 石門君 理事 奥村 又十郎君

理事 川端 佳夫君 理事 菅家 喜六君

理事 北川 定務君 理事 黒澤 富次郎君

理事 小山 長規君 理事 田中 不敏三君

理事 永井 英修君 理事 中村 清君

理事 三浦 寅之助君 理事 青野 武一君

理事 森山 欽司君 理事 井之口 政雄君

理事 黒田 壽男君

出席政府委員 萩田 保君

地方自治庁次長 萩田 保君

委員外の出席者 大蔵委員会専門員 椎木 文也君

大蔵委員会専門員 黒田 久太君

本日の会議に付した事件 昭和二十五年度における災害復旧事

業費国庫負担の特例に関する法律案 (内閣提出第二二五号)

○川野委員長 これより大蔵委員会、災害地対策特別委員会の連合審査会を開会いたします。

まず皆さんの御了解を得まして、本日委員会は主管委員会の委員長であります私がその職務を勤めさせていただきます。

それではこれより昭和二十五年年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案を議題といたしまして、まず政府の説明を求めます。地方自治庁次長萩田保君。

昭和二十五年年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案

昭和二十五年年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案

(定義) 第一条 この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異状な天然現象に因り生じた災害をいう。

2 この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかつた施設を原形に復旧することを目的とするもののうち、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものをいう。

3 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかつた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするもののうち、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものをいう。

4 前二項の場合において、一の施設に因つて災害にかかつた箇所が二十メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水閘、床止その他これらに類する施設に因つて災害にかかつた箇所が二十メートルをこえる間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の二以上にわたる工事で当該工事を分離して施工することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは、一箇所の工事とみなす。但し、当該工事を施行する地方公共団体が二以上あるものについては、この限りでない。

(災害復旧事業に対する全額国庫負担等) 第二条 国は、昭和二十五年年度に限られ、法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属する左に掲げる施設のうち公共的土木施設の部分に因る災害の災害復旧事業で、当該地方公共団体又はその機関が施行するものについては、他の法令の規定にかかわらず、その事業費の全額(前条第三項に規定する事業については、当該事業の事業費が、当該施設を原形に復旧するものとした場合に要する金額をこえる場合においては、原形

に復旧するものとした場合に要する金額に相当する金額)を負担することができる。

一 河川

二 海岸堤防

三 砂防設備

四 道路(道路法(大正八年法律第五十八号)第一条の道路をいう。)

五 港湾

2 国は、昭和二十五年年度に限り、前項に規定する施設に関する災害に對し国が施行する災害復旧事業で、地方公共団体がその費用の全部又は一部を負担するものについては、他の法令の規定にかかわらず、その負担金の全部又は一部を免除することができる。

(適用除外) 第三条 前条の規定は、左に掲げる災害復旧事業については適用しない。

一 経済効果の小さいもの

二 昭和二十六年以降に着手してもさしつかえないもの

三 維持工事とみるべきもの

四 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗雑に因りて生じたものと認められる災害に係るもの

五 甚しく維持管理の義務を怠つたことに因りて生じたものと認められる災害に係るもの

六 天然の河岸の欠かきに係るもの。但し、特に維持上又は公益上

必要と認められる場合を除く。七 災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの

八 直高一メートル未満の小堤、幅員二メートル未満の道路及びその附属物その他前条第一項に規定する施設の主務大臣の定める小規模な施設に係るもの (実施規定)

第四条 この法律の実施のための手続その他の執行に必要事項は、政令で定める。

附則 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

○萩田政府委員 ただいま提案になりました昭和二十五年年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要なる事項について御説明申し上げます。

地方自治の拡充強化は、新憲法の基本方針の一つであります。これが実現を期するためには、その裏づけとなるべき地方財政を充実に定させることがせむと必要であることは、申すまでもないところであります。しかるに近年頻りに発生する台風、地震等は、戦時中の国土の荒廃と相まって、甚大なる被害をもたらしたため、地方公共団体の財政は深刻な危機に瀕しているのであります。すなわち予知せざる災害の発生によりまして、関係地方公共団体は、稲収その他の歳入に激減を来す反面、住民の生命及び財産の保護の

ため必要な救助業務等に要する経費の支出を余儀なくせられ、なかならず公共施設の復旧事業につきましても、累年巨額の経費負担を課せられているのであります。従いまして罹災地方公共団体は、これらの経費支出のため、高率課税、起債あるいは経費の縮減等を余儀なくされ、ことに最近におきましては、地方公共団体が負担する災害復旧費の大半が起債に求められる結果、その償還費が長年月にわたる過重な住民負担となり、地方財政の健全化に暗い影を投じているのであります。

先般来朝したシャープ使節団も、この点を指摘し、災害復旧費は、軽微なものを除き、全額国庫において負担すべきことを勧告しているのであります。

政府におきましても、従来高率補助金の交付または災害債の利子補助等の方法により、災害復旧費に関する地方財政負担の軽減に、できるだけ努力をいたして参りましたが、逐年急激な増加を示しつつある災害復旧費の、地方財政に及ぼす深刻な影響にかんがみ、かつはシャープ勧告の趣旨をも尊重いたしまして、従前の災害復旧事業費に対する一部国庫負担の制度にかえ、新たに公共的土木施設の災害復旧事業費については、全額国庫負担の建前をとることにより、罹災地方公共団体の財政負担の軽減をはかるとともに、災害復旧事業の円滑な施行を期することとした次第であります。このために、政府は昭和二十五年の予算編成に際し、公事業費中に四百七十億円に上る災害復旧費を計上するとともに、この制度を実施するために必要な基準を法律で定めることとしたのであります。

以上が本法律案を提案いたしました理由であります。次に法律案の概要につきましても御説明申し上げます。

まず第一は、地方公共団体が維持管理する河川、海岸、堤防、砂防設備、道路及び港灣の公共的土木施設に関する災害復旧事業であつて、地方公共団体が施行するものに要する災害復旧費は、昭和二十五年年度においては、国庫が全額これを負担することができるといたしましたのであります。従来土木施設等の災害復旧費につきましては、都道府県災害土木費国庫負担に関する法律の規定により、三分の二の国庫負担が行われていたものであります。本法律案は、地方公共団体の施設に関する限り、他の法令の規定にかかわらず、これを国庫の全額負担とすることができるといたしましたのであります。

第二は、従来、国がみずから災害復旧事業を行う場合には、受益者負担という意味で、地方公共団体から分担金を徴収していたのであります。これに代り、さきに申し述べました公共的土木施設につき、明年度において、その分担金の一部または、全部を免除することができるといたしましたのであります。

第三といたしましては、本法律案の適用を受ける災害及び災害復旧事業の意義を明確に定めたのであります。すなわち、災害につきましても、これを暴風、洪水、高潮、地震その他異常な天然現象によつて生ずるものに限定して、天然の不可抗力による災害としからざるものとを画然と区分することにより、本制度の的確な運営を期することとしたのであります。

つて必要を生じた事業で、一箇所の工事が十五万円以上のものであつて、災害にかかつた施設を原形に復旧することを目的とするものと定めたのであります。しかしながら災害にかかつた施設を原形に復旧することが、きわめて困難であつたり、またその被害の状況や施設の効用上不適当である場合が考えられますので、このような場合に、旧施設にかわるべき必要な施設をすることを目的とする事業でも、その工費が十五万円以上であれば、災害復旧事業とみなして、本法律案の対象としたのであります。但し、この場合に無制限に全額国庫負担制度を認めると、災害復旧に便乗いたしまして、不必要な拡張、改良事業が行われることも考えられますので、国庫でその全額を負担する事業費は、当該施設を原形に復旧するものとした場合に要する金額にのみ限定した次第であります。

なお、前に述べました一箇所の範囲につきましても、被害箇所が短距離で連続している場合及び被害施設の効用上復旧事業を分離して施行できない場合は、被害箇所が二箇所に上りましても、一括してこれらを一箇所とみなして工事費を算定するということになりました。

次に、ひとしく災害復旧事業であつても、経済的効果のきわめて低いもの、施設の管理者や建設施行者の不注意等により被害をこうむつたと認められるもの、きわめて小規模な施設に関するもの等は、全額国庫負担制度の対象から除外したのであります。これは、貴重な国費を有効かつ適切に使用するという意味からして当然の規定と考へる次第であります。

なお、本法律案を昭和二十五年年度限りの特別法といたしましたのは、地方財政の転換期ともいへば昭和二十五年年度において、とりあえずこの制度を実施し、昭和二十六年年度以降については、本制度の実施状況と、地方財政の情勢とをならみ合せまして合理的かつ恒久的な制度を構立したいという考へ方に基くものであります。

さらに、本法律案の実施細目は、政令にゆだねることとしてありますが、画期的な本制度の実施に備へ、着々その準備を整えている次第であります。

以上本法律案の理由及びその内容につきましても、説明いたしました。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに議決あらんことを切望いたします。

○川野委員長 これより質疑に入ります。この際御了承願つておきたいと存するのですが、安本、大蔵両省の政府委員は、まだお見えになりません。地方自治庁次長の萩田保君がお見えでございますので、萩田君に対する質疑をまずお願いしたいと思います。

○小平(久)委員 本法案につきまして、すでに大蔵委員会あるいは建設委員会、地方行政委員会等におきまして、それ／＼質疑が行われておると思ひますので、あるいは私から御質問申し上げることが、それらと多少重複をするかも知れませんが、災害地対策特別委員会といたしましては初めてでありますので、その点はお許しを願つて、若干お尋ねをしたいと思ひます。

五万円未満の工事については、一体今後どうなるのかという点をまず承りたいのであります。

それと関連しまして、案の第二条にありますが、原形復旧に相当する費用が、これにつきましても、この案から申しますと、原形復旧に相当する費用だけを全額国庫負担という建前のようでありませぬ。それ以上の、いわば改良工事とも称すべき分についての負担、明らかなでないようでありませぬが、その点はどうなるものか、まずその二点を承りたいと思ひます。

○萩田政府委員 一箇所十五万円以下の工事でございますが、これは従来の三分の二の対象におきましても、やはり大体七万五千円程度をもちまして切つておつたのであります。今回やはりこの金額負担の対象といたします。災害にも十五万円をもちまして繰り引き、それ以上のものだけを全額負担の対象とした次第でございます。この法律は、他の法令にかかわらず、一昨二十年年度だけ特別として施行いたしますので、この法律案以外の災害復旧工事につきましても、依然として従来の規定が適用になつております。従つて法律案を立案いたしましたつもりといたしましては、十五万円以下で、しかも従来の補助法の適用のあります費用につきましても、その方が適用になるといふつもりでございます。それから、原形復旧につきましても、やはり同様でございます。原形復旧に相当する以上の事業費につきましても、従来の規定、つまり三分の二補助の対象になる金額負担は、原形復旧に要する金額だ

といたしております。

けに限る、こういう趣旨で立案してお
ります。

○小平(久)委員 お話は大体わかりま
したが、金額国庫負担をはつきりする
ことは、この条文の上におきまして
も、事業費の金額を負担すると、はつ
きりしたらいと思ひます。この点が
負担することができるといふようにな
つておりました、ややぼやけているよ
うでございます。これはどういふ関係
でございましょうか。

○萩田政府委員 建前といたしまして
は、もちろん金額国庫負担をするとい
うことと同じでございます。ただ予算
が、しからは過去の災害、あるいは本年
度起りました災害につきまして、十分
にあるかと申しますと、必ずしも十分
ございませぬ。一応予算の面から制約
を受けますので「全額負担をすること
ができる」といふ予算の範囲内におい
てございませぬ、こういう趣旨でこのよ
うな言葉を使つた次第でございます。

○小平(久)委員 次に伺います、本
法案の題名からいいますと、昭和二
十五年度における災害復旧事業費国庫
負担の特例に関する法律案、こういう
ことになつておりました、実はわれわ
れが受ける印象からいいますと、あらゆ
る災害復旧事業費につきまして、二十
五年度に限つて金額国庫負担とするの
だといふふうには、どうもとりやすい
であります。しかるところこの内容を
見ますと、第二条の中にも、うたつ
てありますように、その対象は公共的
土木施設がその全部を占めていよう
であります。特に農地の関係、あるいは
用排水路及びこれに伴う施設の關係に
おきまして、公共的色彩の強い施設に
つきまして、われわれといたしまし

ては、ぜひ金額国庫負担の対象に見て
もらいたい、こういう気がするのであ
りますが、これらが抜けているのであ
りまして、この法律の題とは、どうも
大分内容が違つていふふうには、どう
もわれわれは考へるべきであります。そ
こで今申しましたような用排水路とか、
その他の公共的な施設、これらを除い
たのは一体どういふわけであるか。ま
たこれをどうしても除かなければなら
ぬものとすると、大体この法律案の名
称自体がちよつとおかしいのではない
か、内容とそぐわないのではないかと
いう気がするのでありますが、この点
に対する御意見を伺いたいと思ひま
す。

○萩田政府委員 おつしやいますよう
に、この法律の名称が、多少そぐわな
いのでございますが、先ほど御説明
申し上げましたように、この法律をつ
くりましたゆえんのもの、地方財政
の対策を立てるといふところに重点が
ありまして、一般の、つまり公共団体
で維持管理しております一般の個人
の農地とかそのほかのもの、あるいは
水利組合等のもの、これは一応別に考
へたのでございませぬ。しかしこうい
うものにつきましても、災害復旧とい
ふ観点から見ますれば、やはり重要で
ございませぬ、今農林省方面におきま
して、このような農水産物関係の施
設に對しまする災害復旧事業費の国庫
負担という法律を立案中でありまし
て、いづれ本国会に提出いたしまし
て、御審議を受けることになるだろ
うと考へております。

○小平(久)委員 それを、今の問題に
なりました点を本法案と別箇にしなけ
ればならぬという点が、どうもわから
ぬのですが、重ねてお伺ひいたしま
す。

○萩田政府委員 ただいまもお申し上
げましたように、大体地方財政を
どうするか、つまり今、国会に提案し
ております地方税法、あるいは不日提
案いたします地方財政平衡交付金法
と、この法律と、この三つをもちまし
て、今度のシャウブ勸告に基きます地
方財政に関する改革の要綱としたい、
こう考へているわけでございます。そ
ういふ意味で、この災害復旧費の全額
国庫負担も、つまり地方財政に關係の
ある部分だけに一応限つた次第でござ
います。と申しましても、ほかのもの
につきましても、やはり災害復旧はな
さなければなりません。またそれに対
します制度も、確立しなければならま
せぬので、それは別の法律でもちまし
て基盤をつくりたいという考へでござ
います。

○小平(久)委員 次にこの法案の第二
条によりますと「地方公共団体又は
その機関の維持管理に属する」云々と、
こう書いてございませぬ。地方公共団
体はわかりませんが、「又はその機関」
といふのは、どういふものを御想像
になつておられますか。

○萩田政府委員 これは今の法律の建
前が、たとえば道路とか河川というも
のは、公共団体が管理せずに、知事と
か市町村団体の事務じやなくて、機関
委員の事務という法律のかつこうにな
つておりますので、それを法律的には
つきりするために、そのような字が使
つてあるだけでございます。

○小平(久)委員 今後における金額国
庫補助の取扱ひをなさる行政機構の間
題でございますが、従来の場合でありま
すと、災害が起きて、国から補助がお
りるといふ場合に、一応公共団体に對
しましては、あるいは建設省なり、あ
るいは農林省なり、それらの關係の
中央官署から、その補助が流れて行つ
た。こういうことになつておつたと思
うのでありますが、この法案は地方自
治庁からの御提案のようでありませぬ
で、今後どういふふうになるのか、そ
の辺のところを承つておきたいと思
ひます。

○萩田政府委員 この補助金の流れ方
につきましても、従来と同じように考
えております。つまり安本所管の公共
事業費予算が計上されておりました、
これを各省の予算に組みかえて流しま
す。しかも各地方団体に對します補助
額は、それ／＼各省が工事を査定いた
しまして決定いたします。従ひまして
この法案は、われ／＼大蔵省、安本、建
設省一体で相談いたして御提案した次
第でございますが、先ほど申しますよう
に、地方財政の観点から立案しており
ますので、地方自治庁におきまして、
一応各省の世話役というふうな意味
で、この所管として提案した次第で
ございませぬ。

○小平(久)委員 ただいまの御説明で
すと、この国費が地方に参るといふ点
については、地方自治庁は直接の關係
はないわけですか。そう了解してよろ
しゅうございませぬか。

○萩田政府委員 補助金につきまして
は、直接關係はございませぬ。
○小金委員 ちよつと関連して今の次
長の御説明で、大体法案の趣旨はわか
りました、これはもつぱら地方財政
の観点から、こういう法律案をお出し
になつたこととあります。しか

しわれ／＼の方から見ますと、地方政
政も大事であるが、災害を復旧するこ
とが、また非常に大事であります。兩
方おそろくならみ合せたものであろ
う。そこでこの法律案を見ますと、大
体御説明の趣旨で、われ／＼の希望も
相当程度盛り込まれておりますが、こ
の法案の名前が「昭和二十五年年度に
おける災害復旧」云々と書いてありま
して、特に昭和二十五年年度だけを考
へておるのではありません。これを突行して、
来年度は実績を見て方針をきめたいと
いう話であります。そうすると、法律
案の今までの習慣で行きますれば、附
則の施行の期日を、二十五年年度に限
るとしておいて、法律としては、災害復
旧事業費国庫負担の特例に関する法律
案でいいじやいか、こういうふうにし
るのです。技術的な問題に關します
が、何だかこれは二十五年年度だけし
かやらないぞといふことを、初めから宣
言してゐるよふに思ひます。

○萩田政府委員 この法律案を提出し
た根拠は、もつぱら地方財政
の見地といふふうには、御説明申し上げ
ましたけれども、もちろん地方財政の
問題が主になつておられますが、それが
結局ひいては災害復旧を促進すること

「二十五年年度における」といふ法律の
うたい方は、ちよつとおかしい。今あ
なたの御説明によれば、附則によつて
施行の期日を定めればいふよふに思
ふのですが、どうですか。
○萩田政府委員 この法律案を提出し
た根拠は、もつぱら地方財政
の見地といふふうには、御説明申し上げ
ましたけれども、もちろん地方財政の
問題が主になつておられますが、それが
結局ひいては災害復旧を促進すること

れを決定するものであるかどうか。その点は、何によつてこれを承認されま

○萩田政府委員 主務省等におきまして、それ／＼箇所を十分調査いたしまして、その上で安定本部と打合せま

○井之口委員 そういふ場合に、現地の人民をして査定に当らせるといふうな、民主的な方法をどうと考

○萩田政府委員 これは国費を使いますことですから、やはり国におきま

○井之口委員 十五万円というやつは、これから物価が低下して、十五万

○萩田政府委員 これは、従来補助の場合にも、やはり小さなものは対象

○萩田政府委員 金額の大きなものにつ

○萩田政府委員 金額の大きなものにつ

○萩田政府委員 金額の大きなものにつ

○萩田政府委員 金額の大きなものにつ

ちます以上、二箇所、二箇所見なければならぬわけですが、それはそのように小さな箇所まで全部見

○井之口委員 先ほど小平委員からもお話が

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

もではわかりませんので、いづれ建設省なり運輸省で調査いたしました、こ

○井之口委員 先ほど小平委員からもお話が

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

あるか。それと、この交付金を出す場

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

○萩田政府委員 災害を受けた個人

力しておるような次第でございます。

○川野委員長 ほかに御質は疑い

○川野委員長 御異議がないようであ

○川野委員長 御異議がないようであ

○川野委員長 御異議がないようであ

○川野委員長 御異議がないようであ

○川野委員長 御異議がないようであ

○川野委員長 御異議がないようであ

○川野委員長 御異議がないようであ

○川野委員長 御異議がないようであ

昭和二十五年四月二十八日印刷

昭和二十五年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局